



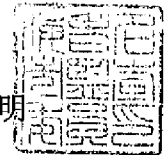
海老名市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時監査（工事監査）の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月9日

海老名市監査委員

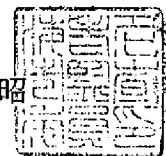
雨宮 徳 明



海老名市監査委員

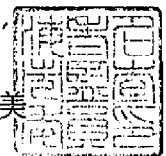
清 水

昭



海老名市監査委員

倉 橋 正 美



工事監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

2. 監査の対象

令和3年10月以降に契約を締結し、工事完了時期が令和4年10月から令和5年3月までのもののうちから次の工事を監査対象とした。

海老名駅北口駅前広場整備工事

担当部署：まちづくり部 市街地整備課

財 務 部 契 約 検 査 課

3. 監査実施方法

(1) 工事監査実施日 令和4年12月20日(火)

(2) 監査実施方法

監査委員が工事技術面などの専門的知識を有する技術士とともに、関係部局職員の事情聴取を行い、工事の設計及び施工等が法令に準拠し、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として、工事関係書類及び工事現場の監査を実施した。

4. 監査対象工事の概要

(1) 工事目的

「海老名市都市マスタープラン」に従った、相模鉄道が行う相模鉄道海老名駅整備事業に合わせて、駅前広場の整備を行い、駅北側からの利便性向上及び地域の活性化を目指している。

(2) 工事概要

ア 工事件名 海老名駅北口駅前広場整備工事

イ 工事場所 海老名市中央一丁目地内

ウ 契約工期 令和4年9月5日～令和5年2月28日

(変更契約：令和4年9月5日～令和5年3月24日)

エ 契約金額 64,174,000円(消費税を含む)

オ 施工業者 株式会社 県央 代表取締役 邊見 賢太郎

神奈川県海老名市上今泉六丁目4番3号201号室

カ 進捗率 計画 39.3% 実施 29.7%(令和4年11月末日現在)

キ 概 要 工事延長ロータリー部 L=48.0m、既存道路 L=92.0m

土工1.0式(掘削、床掘り、埋戻し、安定処理)

街築工1.0式(歩車道境界ブロック、地先境界ブロック)

排水工 1.0 式（都市型側溝、現場打ち L 型側溝、街渠樹）

舗装工 1.0 式（車道舗装、交通島舗装、歩道舗装）

安全施設工 1.0 式（防護柵、道路付属物、区画線）

電気設備工 1.0 式（道路照明灯、歩道照明、引込柱）

撤去工 1.0 式（舗装版切断、舗装版破碎、構造物取壊し）

仮設工 1.0 式（交通誘導警備員、土留支保工）

5. 監査の結果

監査の結果、計画、積算、入札及び契約事務並びに工事監理、施工管理及び安全管理については、法令、基準等に準拠して適正に行われていた。

なお、工事現場調査において、施工上留意すべき事項のうち簡易なものについては、口頭で伝達した。

6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、今後の適正な工事施工に資するため、監査人が監査対象課に伝えた意見は次のとおりである。

- ・北口昇降施設 エレベーター・エスカレーター工事の建屋工事と、当該工事の仮設ヤード・作業ヤードが重複する近接工事であることがわかった。協議により作業帯はカラーコーン等で仕分けはされていたが、厳しい作業環境である。作業員の安全第一をモットーに、再度関連他工事との協議を行いできるだけ広い作業ヤードを確保させ気を抜かず、工事を無事竣工させてほしい。

- ・工事工程は若干遅れ気味とのことであるが、関連他工事との業務調整は極めて重要である。綿密な調整を願いたい。

- ・北口駅前広場周辺は、歩行者及び通行車両が多いことから、完成後の安全管理に努めてほしい。